

令和6年度 地下鉄宮の沢駅周辺地区における
拠点まちづくり指針検討業務
仕 様 書

令和6年8月

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

1 業務名

令和6年度 地下鉄宮の沢駅周辺地区における拠点まちづくり指針検討業務

2 一般事項

- (1) この仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課で実施する「令和6年度 地下鉄宮の沢駅周辺地区における拠点まちづくり指針検討業務」の委託に適用する。
- (2) 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人材を確保し、最高の技術を発揮するよう、責任ある技術者を備えなければならない。
- (3) 受託者は契約後速やかに、本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。
- (4) 成果品及び本業務において作成したイラスト、写真等(以下「成果品等」という。)の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、委託者に帰属するものとする。また、成果品等に関する著作人格権は行使できないものとする。ただし、従前より受託者が保有しており、今回の業務遂行において活用するものについては、この限りではない。
- (5) 業務遂行にあたっては、委託者と受託者の連絡を密にして作業を進めるとともに、協議を行った際は速やかに協議録を作成し、委託者に提出すること。
- (6) 業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議してこれを処理する。
- (7) 業務の履行に関しては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、使用する紙類等は極力環境に配慮したものとする。
- (8) 委託者が保有する資料で、業務の履行にあたり必要と認められるものについて、受託者は、当該資料の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合において、受託者は、貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。また、受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等について、ただちに返還するものとする。
- (9) 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。
- (10) 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならず、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、本業務の目的として対外的に公開した情報はこの限りではない。
- (11) 委託者は、不可効力(感染症の流行、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動その他の委託者又は受託者の責に帰することのできない自然的または人為的な現象をいう。)により、業務を遂行することが困難になったとき、受託者に対して、契約の解除又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

(12) この仕様書に記載のない事項については、受託者は委託者と協議のうえ行うこととし、本業務の主旨を十分踏まえ、また本業務の遂行に支障をきたさないよう協力するものとする。

3 業務の目的

札幌市では、平成 28 年度に地域交流拠点等開発誘導事業を創設し、地域交流拠点等において、民間の力を引き出しながら個別の都市開発による建替え更新を促進し、その開発計画の内容をきめ細かく誘導・調整することで、質の高い空間づくりを進めている。

また、拠点のまちづくりを進める上では、各拠点の特性を踏まえたまちづくりを展開することが重要であり、地域課題やまちづくりの熟度に応じて、地域住民や開発事業者などとまちづくりの方向性を共有するための指針等を策定することとしている。

地下鉄宮の沢駅周辺地区（以下、当地区）において、当課では、令和 3 年 2 月に、地域住民や事業者等を対象に「地下鉄宮の沢駅周辺のまちづくりに関するアンケート」を実施し、また、令和 4 年 7 月及び令和 6 年 2 月には、公園における空間活用を目的とした「地下鉄宮の沢駅周辺地区空間活用実証実験運営業務」を実施し、空間づくりの検討を進めるとともに、空間活用によるにぎわいづくりを通じて、地域の魅力発信やまちづくりの機運向上を図り、当地区のまちづくりを進めてきた。

さらに、政策企画部政策推進課でも、「（仮称）札幌市ウォーカブルビジョン」の策定に向け、令和 5 年度には、当地区をモデル地区とし、地元企業・地域住民とともにウォーカブルなまちづくりに係る意見交換会や街歩きイベントを実施した。

地域交流拠点「宮の沢」は、第 2 次札幌市都市計画マスタープランにおいて、「まちづくりの機運を高めていく拠点」として位置付けられており、これまでの取組や地域資源などを周知するとともに、地域住民、企業、開発事業者、行政など、多様な主体がまちづくり指針を共有し、連携してまちづくりに取り組むことが重要である。

そこで本業務では、地域交流拠点「宮の沢」を対象とし、ワークショップの実施などを通じた市民意見の把握や、現地調査の実施等を行い、それらを踏まえて、地域交流拠点まちづくり指針策定にむけた検討を行うことを目的とする。

4 業務の概要

地下鉄宮の沢駅周辺地区において、過去に政策推進課で実施したワークショップ等や当課において実施したアンケート調査及び空間活用実証実験等の成果を踏まえ、地域住民や事業者等との意見交換を行いながらまちづくり指針等の作成に向けた支援を行う。

5 業務の検討範囲

本業務の検討対象とする地域交流拠点は、「宮の沢」とし、対象区域は別添図1を基本とするが、業務内容によって必要な場合は、適切な区域を設定すること。

6 履行期間

契約日から令和7年(2025年)3月14日まで

7 業務の内容

(1) 現況調査・分析等

地下鉄宮の沢駅周辺地区において、指針の検討に必要な調査を行う。

なお、調査結果については必要に応じて地域住民等説明やワークショップ等の資料として取りまとめるものとする。調査は以下を想定しているが、詳細は委託者と打ち合わせること。

ア 現地調査

対象区域内について以下の観点等で調査を行い、現地踏査図として取りまとめる。必要に応じて調査の観点を追加すること。

- ・地区の魅力：地域資源、景観資源、みどり（公園、街路樹、家屋の緑化等）、イベント時の様子、ウォーカブル（バリアフリー、滞留空間、オープンスペース等）等
- ・地区の課題：低未利用地、狭小敷地、道路の課題状況（狭小、勾配、損傷、冬期間の状況等）、駐輪場、交通、ウォーカブル（バリアフリー、滞留空間、オープンスペース等）等

イ 土地利用分析

対象区域内における、土地利用状況や建物動向など調査を行う。分析には、過去からの動向の変化も踏まえて行う。

(2) ワークショップ及び街歩きイベントの企画・運営等

ア 地域住民及び事業者等とワークショップ及び街歩きイベントを行う。実施回数については、ワークショップは2回、街歩きイベントは1回を想定している。

（1回のワークショップ参加人数は地域住民、事業者等20人程度の参加（4テーブル程度）を想定。）

イ ワークショップ及び街歩きイベントの企画準備・資料作成・運営・意見の取りまとめ等を行う。

(実施計画の作成、アイスブレイクの企画準備、資料作成、会場設営、撤収、実施運営、記録、意見の取りまとめ、参加者情報の管理を行う。なお、会場の手配は札幌市が行う。街歩きイベントについては、令和5年度に政策企画部政策推進課が実施した内容を考慮し企画する。)

ウ ワークショップ及び街歩きイベントの開催周知や、開催結果の周知のため、地域住民等を対象としたニュースレターを作成する。ニュースレターは子供から高齢者まで誰でもわかりやすいデザインとする。A4 両面カラーを基本とするが、必要に応じて変更すること。ニュースレターの作成回数は4回を想定しており、完成した原稿の印刷及び配布は委託者が行う。なお、令和5年度に政策企画部政策推進課が発行した「宮の沢ミライ☆ラボニュースレター」のデザインを踏襲することとする。

エ 必要に応じて、地域団体（まちづくり協議会等）の会合に参加し、意見のとりまとめ等行う。また、協議資料についても作成するものとする。

(3) デジタルプラットフォームの活用による意見募集・情報発信

上記(2)とは別に、デジタルプラットフォームを活用した意見募集及び情報発信を行う。

ア デジタルプラットフォーム上でのプロジェクト構築

デジタルプラットフォームを活用した意見募集・情報発信するためのプロジェクトの立ち上げ、構成フェーズによりプロジェクトのプロセスを表現する。

イ コンテンツの作成

デジタルプラットフォームに掲載するコンテンツを作成する。なお、作成が必要なコンテンツは、上記(2)と連携した意見募集、意見集約結果の周知のほか、地域団体等の取組の情報発信等を対象とし、協議の上必要に応じて追加作成を行う。

ウ デジタルプラットフォームの運用

作成したコンテンツ公開等デジタルプラットフォームの運用をおこなう。

エ デジタルプラットフォームの広報周知活動

プロジェクト参加者を獲得するための地域内の広報活動を実施する。広報活動においては、必要に応じて委託者が有するチャネルも活用する。受託者にて、必要に応じて広報用チラシ作成、ニュースレターへの案内掲載等を行う。

※(3)に関する留意事項

・デジタルプラットフォームの活用に関して、必ずしも受託者にて新たなシステムを構築することは必要とせず、すでに構築されている既存のシステムを活用することを想定している。

- ・デジタルプラットフォームを活用期間は、概ね当業務契約期間と同程度とする。
- ・既存のシステムを活用する際、システムを提供する事業者（以下、提供者）の導入支援体制があることを必要とし、必要に応じて、委託者、受託者、提供者の3者による協議をおこなうほか、システムの利用に伴う一切の費用（システム利用料、提供者からの導入支援に関する費用等）は、当業務の費用として計上するものとする。

（４） 拠点まちづくり指針の検討等

ワークショップ等における意見や地域の課題・特性等を踏まえながら拠点まちづくり指針の検討を行う。本業務では、指針の案までの作成は必要としないが、ワークショップの進捗に応じ、地域の目標像の設定、それを実現する取組及びまちづくりのルールなどを検討し、次年度以降の指針策定のための要素としてまとめる。

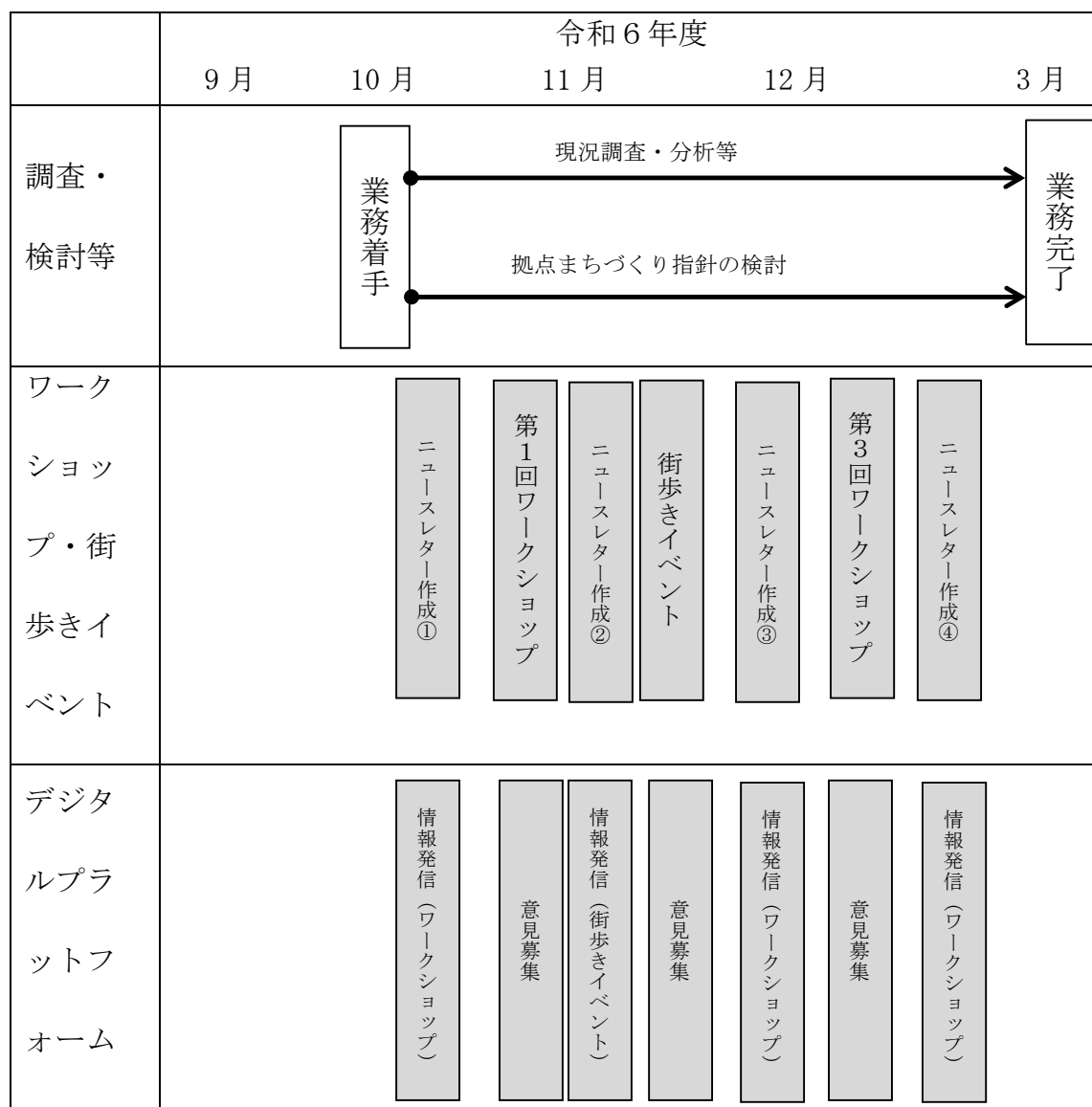
（５） 協議・打ち合わせ

本業務を円滑に進めるため、協議・打合せは、初回、成果品納入時の他、各ワークショップの実施に際して必要に応じて行う。

（６） 報告書の作成

調査・検討結果を取りまとめ、報告書を作成する。

8 業務スケジュール（予定）



9 貸与資料

- (1) 令和4年度地下鉄宮の沢駅周辺地区空間活用実証実験運営業務 報告書
- (2) 令和5年度地下鉄宮の沢駅周辺地区空間活用実証実験運営業務 報告書
- (3) 地域交流拠点宮の沢の歩きたくなるまちづくりに向けた調査検討業務 報告書
- (4) 令和2年度地下鉄宮の沢駅周辺のまちづくりに関するアンケート 結果
- (5) その他必要となる資料

10 成果品の提出

- | | | |
|--------------|--------|----|
| (1) 業務報告書 | A4判 | 2部 |
| (2) 報告書電子データ | CD-ROM | 1枚 |

11 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 5 階北側）

札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課

担当：佐々木、藤村、若林 TEL：011-211-2545 FAX：011-218-5113

別添図 1

